

## 通常貸付と特例貸付の要件の違いについて

### 1. 通常貸付と特例貸付の比較

#### (1) 緊急小口資金

	通常貸付	特例貸付
貸付対象	会社からの解雇、休業等により減収した世帯等 ※生計中心者が借受人となります。	新型コロナウイルス感染症の影響により減収、または失業した世帯 ※収入減収者が借受人となります。
所得基準	減収後の世帯収入が本会で定める低所得者の基準を超える場合、貸付不可	なし
貸付額	10万円以内	20万円以内
償還（返済）期間	1年以内	2年以内
据置期間 （返済猶予期間）	2ヶ月以内 （2か月後から償還開始）	1年以内 （1年後から償還開始）
貸付利子	無利子	無利子
住民税非課税者の償還免除	なし	あり
申請方法	市町社会福祉協議会の窓口での申請 （郵送での申請不可）	市町社会福祉協議会の窓口または郵送での申請

#### (2) 総合支援資金

	通常貸付	特例貸付
貸付対象	65歳未満の失業者（失業後、2年以内に限る）がいる世帯 ※生計中心者が借受人となります。	新型コロナウイルス感染症の影響により減収、または失業した世帯 ※収入減収者が借受人となります。
所得基準	減収後の世帯収入が本会で定める低所得者の基準を超える場合、貸付不可	なし
貸付額	単身世帯 月15万円以内 複数世帯 月20万円以内 3ヶ月以内（最長1年まで延長可） ※就職活動期間中に限ります。	単身世帯 月15万円以内 複数世帯 月20万円以内 3ヶ月以内（延長不可）
償還（返済）期間	10年以内	10年以内
据置期間 （返済猶予期間）	6ヶ月以内 （6か月後から償還開始）	1年以内 （1年後から償還開始）
貸付利子	年1.5% ただし、連帯保証人を立てた場合、無利子	無利子
住民税非課税者の償還免除	なし	あり
失業給付や年金等の公的給付を受けている場合	貸付不可	貸付可
申請方法	市町社会福祉協議会の窓口での申請 （郵送での申請不可）	市町社会福祉協議会の窓口または郵送での申請

## 2. その他の留意事項

- ・減少後の収入を示す書類（給料明細等）を提出いただく必要があります。
- ・貸付の審査のため、申請時に世帯の収支状況を示していただく必要があります。
- ・すでに別の生活福祉資金を利用している場合、新たに貸付できない場合があります。